

北星学園大学 公的研究費不正防止計画

2022年2月1日改正、2021年4月1日改正、2020年4月1日施行、北星学園大学 公的研究費の管理・監査体制と不正防止計画(2015年4月1日)廃止

北星学園大学は、文部科学省から示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日、令和3年2月1日改正、文部科学大臣決定）」を踏まえ、公的研究費の適正な管理・監査を行うため、次のとおり「公的研究費不正防止計画」を定める。なお、同計画の取り組みを進めるなかで不正を発生させる要因の把握と検証を進め、必要に応じて計画の見直しを行うものとする。

項目	区分	ガイドラインが研究機関に求める事項	不正を発生させる要因	北星学園大学 公的研究費不正防止計画
第1節機関内の責任体系の明確化				
機関内の責任体系の明確化	1-1-1	機関全体を統括し、競争的研究費等の運営・管理について最終責任を負う者として「最高管理責任者」を定め、その職名を公開する。最高管理責任者は、原則として、機関の長が当たるものとする。	公的研究費の運営・管理に関する責任者と権限が明確ではない。	「北星学園大学公的研究費の運営・管理に関する規程」において、「最高管理責任者」を学長と定め、役割を明確化し、ホームページで公開し、学内外に向けて周知徹底を図る。
	1-1-2	最高管理責任者を補佐し、競争的研究費等の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として「統括管理責任者」を定め、その職名を公開する。		「北星学園大学公的研究費の運営・管理に関する規程」において、「統括管理責任者」を副学長と定め、役割を明確化し、ホームページで公開し、学内外に向けて周知徹底を図る。
	1-1-3	機関内の各部局等（例えば、大学の学部、附属の研究所等、一定の独立した事務機能を備えた組織）における競争的研究費等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者として「コンプライアンス推進責任者」を定め、その職名を公開する。		「北星学園大学公的研究費の運営・管理に関する規程」において、「コンプライアンス推進責任者」を各学部長・研究科長と定め、役割を明確化し、ホームページで公開し、学内外に向けて周知徹底を図る。
監事に求められる役割の明確化	1-2-1	監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について機関全体の観点から確認し、意見を述べる。	公的研究費の運営・管理に関する監事の役割が明確ではない。	「北星学園大学公的研究費の運営・管理に関する規程」において、「監事」を定める。監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について、機関全体の観点から確認する。特に、モニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、意見を述べる。
	1-2-2	監事は、特に、統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、意見を述べる。		
第2節適正な運営・管理の基礎となる環境の整備				
コンプライアンス教育・啓発活動の実施（関係者の意識の向上と浸透）	2-1-1	コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者が策定する実施計画に基づき、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員を対象としたコンプライアンス教育を実施する。	コンプライアンス教育や啓発活動が定期的には実施されない。実施されていたとしても、対象者の受講管理ができていない。	競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員（研究者等）に対して、コンプライアンスに関する学内研修会への参加及びWebでの理解度チェックについてコンプライアンス教育を行う。 コンプライアンス教育は定期的に見直しを行い、他大学の実践例も参考にしながら実効性のあるものを取り入れる。 コンプライアンス教育の実施にあたり、対象者の受講状況の確認や理解度の把握を行う。 競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対して、誓約書を提出させる。なお、誓約書の提出は、新規採用時や学内ルール等の変更により、遵守事項が変更になった際に求める。また、これ以外の時でも、3年に1度は全ての構成員に対して、誓約書の提出を求めることとする。 統括管理責任者が策定した実施計画に基づき、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、教職員ホームページ等を活用し啓発活動を実施する。 「北星学園大学 研究倫理指針」を策定し、ホームページで公開し、学内外に向けて周知を図る。
	2-1-2	コンプライアンス教育の内容は、各構成員の職務内容や権限・責任に応じた効果的で実効性のあるものを設定し、定期的に見直しを行う。		
	2-1-3	実施に際しては、あらかじめ一定の期間を定めて定期的に受講させるとともに、対象者の受講状況及び理解度について把握する。		
	2-1-4	これらの内容を遵守する義務があることを理解させ、意識の浸透を図るために、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、受講の機会等に誓約書等の提出を求める。		
	2-1-5	コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者が策定する実施計画に基づき、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対して、コンプライアンス教育にとどまらず、不正根絶に向けた継続的な啓発活動を実施する。		
	2-1-6	競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対する行動規範を策定する。		
ルールの明確化・統一化	2-2-1	競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員にとって分かりやすいようにルールを明確に定め、ルールと運用の実態が乖離していないか、適切なチェック体制が保持できるか等の観点から常に見直しを行う。	公的研究費の使用ルール等が機関の中で統一されておらず、構成員もそのルールを把握していない。	総合研究センターで全学統一した公的研究費の使用ルールを決め「研究費ハンドブック」に図示するなどわかりやすく記載し、必要に応じ研究者側からのニーズを把握しルールの改善を図る。 総合研究センターにおいて研究分野の特性の違い等を検討のうえ、合理的な理由を配慮した上で、機関としてルールの統一的運用を図る。
	2-2-2	機関としてルールの統一を図る。ただし、研究分野の特性の違い等、合理的な理由がある場合には、機関全体として検討の上、複数の類型を設けることも可能とする。また、ルールの解釈についても部局等間で統一的運用を図る。		

項目	区分	ガイドラインが研究機関に求める事項	不正を発生させる要因	北星学園大学 公的研究費不正防止計画
	2-2-3	ルールの全体像を体系化し、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に分かりやすい形で周知する。		ルールの改正内容を踏まえ、全体像を体系化し、研究費ハンドブックを作成する。研究費ハンドブックは教職員ホームページに掲載し、周知をする。
	2-2-4	競争的研究費等により謝金、旅費等の支給を受ける学生等に対してもルールの周知を徹底する。		競争的研究費等から謝金、旅費等の支給を受ける学生等に対してもルールの周知する。
職務権限の明確化	2-3-1	競争的研究費等の事務処理に関する構成員の権限と責任について、機関内で合意を形成し、明確に定めて理解を共有する。	公的研究費における職務権限と決裁手続きが明確ではない。	「北星学園大学公的研究費の運営・管理に関する規程」、「研究費ハンドブック」、「北星学園固定資産及び物品調達規程」において、事務処理に関する職務分掌を定め、職務権限と決裁手続きについて明確化する。
	2-3-2	業務の分担の実態と職務分掌規程の間に乖離が生じないよう適切な職務分掌を定める。		
	2-3-3	各段階の関係者の職務権限を明確化する。		
	2-3-4	職務権限に応じた明確な決裁手続を定める。		
告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化	2-4-1	機関内外からの告発等（機関内外からの不正の疑いの指摘、本人からの申出など）を受け付ける窓口を設置する。	不正が発生した場合の告発等の手続、調査の体制、懲戒に関する規程等が理解されていない。	告発窓口等の取扱いについて定めた「北星学園大学 公的研究費の運営・管理に関する規程」及び「北星学園大学 研究活動における不正防止規程」を定め、窓口を設置する。
	2-4-2	不正に係る情報が、窓口の担当者等から迅速かつ確実に最高管理責任者に伝わる体制を構築する。		「北星学園大学 研究活動における不正防止規程」を定め、迅速かつ確実に最高管理責任者に伝わる体制を構築する。
	2-4-3	以下のアからオを含め、不正に係る調査の体制・手続き等を明確に示した規程等を定める。 ア 告発等の取扱い イ 調査委員会の設置及び調査 ウ 調査中における一時的執行停止 エ 認定 オ 配分機関への報告及び調査への協力等		「北星学園大学 研究活動における不正防止規程」を定め、不正に係る調査の体制・手続き等を定める。
	2-4-4	不正に係る調査に関する規程等の運用については、公正であり、かつ透明性の高い仕組みを構築する。		「北星学園大学 研究活動における不正防止規程」に基づき、透明性の高い仕組みを構築する。
	2-4-5	懲戒の種類及びその適用に必要な手続き等を明確に示した規程等を定める。		「北星学園就業規則」、「北星学園職員の懲戒に関する取扱要領」及び「北星学園懲戒処分の基準」を定め、懲戒の種類およびその適用に必要な手続き等を示した規程等を定める。
第3節不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施				
不正防止計画の推進を担当する者又は部署の設置	3-1-1	機関全体の観点から不正防止計画の推進を担当する者又は部署（以下「防止計画推進部署」という。）を置く。	不正防止計画の推進を担当する部署が把握されておらず、その部署と監事との連携についても理解されていない。	防止計画推進部署は研究倫理委員会とする。研究倫理委員会は、統括管理責任者とともに「不正防止計画」や「コンプライアンス教育及び啓発活動の実施計画」を策定・実施し、実施状況を確認する。
	3-1-2	防止計画推進部署は、統括管理責任者とともに機関全体の具体的な対策（不正防止計画、コンプライアンス教育・啓発活動等の計画を含む。）を策定・実施し、実施状況を確認する。		
	3-1-3	防止計画推進部署は監事との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、不正防止計画の策定・実施・見直しの状況について意見交換を行う機会を設ける。		
不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定及び実施	3-2-1	防止計画推進部署は、内部監査部門と連携し、不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか、機関全体の状況を体系的に整理し評価する。	不正を発生させると思われる要因が内部監査から出てきたときに、その要因が機関として把握されておらず、不正防止計画にも反映されていない。	研究倫理委員会は、内部監査部門から内部監査の報告を受け、不正を発生させる要因について把握することで、不正防止計画の策定に反映させる。

項目	区分	ガイドラインが研究機関に求める事項	不正を発生させる要因	北星学園大学 公的研究費不正防止計画
	3-2-2	最高管理責任者が策定する不正防止対策の基本方針に基づき、統括管理責任者及び防止計画推進部署は、機関全体の具体的な対策のうち最上位のものとして、不正防止計画を策定する。		研究倫理委員会は、統括管理責任者とともに「不正防止計画」を策定する。
	3-2-3	不正防止計画の策定に当たっては、上記で把握した不正を発生させる要因に対応する対策を反映させ、実効性のある内容にするとともに、不正発生要因に応じて随時見直しを行い、効率化・適正化を図る。		「不正防止計画」は、内部監査の結果等から把握した不正を発生させる要因を踏まえた内容に随時見直しを行い、不正根絶のために「不正防止計画」を機関として実施する。
	3-2-4	部局等は、不正根絶のために、防止計画推進部署と協力しつつ、主体的に不正防止計画を実施する。		
第4節研究費の適正な運営・管理活動				
研究費の適正な運営・管理活動	4-1	予算の執行状況を検証し、実態と合ったものになっているか確認する。予算執行が当初計画に比較して著しく遅れている場合は、研究計画の遂行に問題がないか確認し、問題があれば改善策を講じる。	計画的な支出が出来ず、年度末に執行が集中する。	計画的な予算執行について、「研究費ハンドブック」で促すとともに、研究支援課から研究者へ注意喚起を行い、研究費の繰り越しや返還等に関する周知を行う。
	4-2	発注段階で支出財源の特定を行い、予算執行の状況を遅滞なく把握できるようにする。	発注時に支出財源を特定せずに発注をしている。	発注段階で支出財源を特定するため、領収書等証憑書類には大学名、研究者名、公的研究費名を記載してもらうこととしている。
	4-3	不正な取引は研究者と業者の関係が緊密な状況で発生しがちであることに鑑み、癒着を防止する対策を講じる。このため、不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を機関として定め、機関の不正対策に関する方針及びルール等を含め、周知徹底し、一定の取引実績（回数、金額等）や機関におけるリスク要因・実効性等を考慮した上で誓約書等の提出を求める。	取引業者との癒着を防止する機関のルールがない。	取引業者と研究者の癒着防止のため、物品の発注に際して、10万円以上の場合は研究支援課を通じて財務課から発注することとしている。一定の取引のある業者に対して、誓約書の提出を要請し、業者が不正に関与したと認められる場合には、取引停止等の措置を講ずる。
	4-4	発注・検収業務については、原則として、事務部門が実施することとし、当事者以外によるチェックが有効に機能するシステムを構築・運営し、運用する。	発注や検収について事務局を通さずに行うなど、機関のルールを無視した運用が行われている。	発注・検収について、原則として事務局（財務課、研究支援課、司書課）が分担し、発注と検収は別の者が行うなどの詳細なルールを決めている。
	4-5	ただし、研究の円滑かつ効率的な遂行等の観点から、研究者による発注を認める場合は、一定金額以下のものとするなど明確なルールを定めた上で運用する。その際、研究者本人に、権限と責任についてあらかじめ理解してもらうことが必要である。		研究の円滑かつ効率的な遂行の観点から、10万円以下のものについては一部研究代表者から発注できるようにしている。詳細は「研究費ハンドブック」で周知徹底している。
	4-6	また、物品等において発注した当事者以外の検収が困難である場合であって、一部の物品等について検収業務を省略する例外的な取扱いとする場合は、件数、リスク等を考慮し、抽出方法・割合等を適正に定め、定期的に抽出による事後確認を実施することが必要である。		検収は、研究代表者からの発注分を含め、証憑書類と物品、型番の目視によって事務局により確認することとしている。ただし、出張先等でやむを得ず購入し、かつ使い切ってしまう検収が不可能な場合は、物品の写真を撮ってもらい、画像での検収を行う。
	4-7	特殊な役割（データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検など）に関する検収について、実効性のある明確なルールを定めた上で運用する。	特殊な役割に対応した検収のルールがない。	特殊な役割に関する検収は「研究費ハンドブック」で周知する。
	4-8	非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理については、原則として事務部門が実施する。	非常勤雇用者（アルバイト）の雇用が適切に管理されていない。	非常勤雇用者（アルバイト）の雇用に際しては、研究代表者とアルバイト雇用者が研究支援課担当者と面接を行い、ルールの説明を行う。また、アルバイト料支払依頼書・勤務表により勤務状況を把握する。
	4-9	パソコン等換金性の高い物品については、適切に管理する。	換金性の高い物品を事務局として把握していない。	本大学の定める換金性の高い物品（10万円以上で資産登録するもの）は、財務課で会計システムに登録し台帳管理しラベルを貼付する。また、5万円以上10万円未満の物品については、研究支援課で管理台帳に登録し、ラベルを貼付する。
	4-10	研究者の出張計画の実行状況等を事務部門で把握・確認できる体制とする。	出張に関する一連の手続きがなされておらず、出張の実態が把握できていない。	出張に際しては、出張の実態を証明する書類（出張伺、学会プログラム等、学会等参加証明書（または写真）等、出張報告書、航空運賃領収書、搭乗半券等）の提出を義務付けている。

項目	区分	ガイドラインが研究機関に求める事項	不正を発生させる要因	北星学園大学 公的研究費不正防止計画	
第5節情報発信・共有化の推進					
情報発信・共有化の推進	5-1	競争的資金等の使用に関するルール等について、機関内外からの相談を受け付ける窓口を設置する。	公的研究費の相談窓口に関する情報が理解されていない。	「北星学園大学公的研究費の運営・管理に関する規程」において、相談窓口を研究支援課、通報窓口を研究支援課、総務課としホームページでも公開している。 「北星学園大学研究活動における不正防止規程」や「北星学園大学公的研究費の運営・管理に関する規程」等について、ホームページで公開し、学内外に向けて周知をしている。	
	5-2	競争的資金等の不正への取組に関する機関の方針等を外部に公表する。			
第6節モニタリングの在り方					
モニタリングの在り方	6-1	競争的研究費等の適正な管理のため、機関全体の視点からモニタリング及び監査制度を整備し、実施する。	内部監査にあたり、内部監査マニュアルがない。また、監査の実施では、定期的な監査だけを行い、過去の監査結果で把握している要因を踏まえた監査や不正が発生するリスクに対応した監査ができていない。監査結果についても定期的な意見交換が行われず、その内容が機関として把握できていないため、機関で行うコンプライアンス教育等で活用できていない。	最高管理責任者からの指示により、IR内部質保証課内部監査係が内部監査を実施する。実施にあたっては、内部監査マニュアルを作成し、過去の内部監査やモニタリング、競争的資金の管理体制等から把握した不正発生の要因や文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（令和3年2月1日改正）」の第3節2「実施上の留意事項」①に示す不正使用のリスク等の要因も分析した上で、監査計画を策定し、内部監査を実施する。また、第3節にある「不正を発生させる要因」の具体的な監査方法のひとつとして、リスクアプローチ監査も実施する。 内部監査では、学内規程等とも照らし合わせ、会計書類の具備や適正に執行されているか等、管理体制に不備がないかの検証も行う。これらの内部監査の結果は最高管理責任者に報告し、不正発生の要因について大学全体の状況を整理し、必要に応じて「北星学園大学研究活動における不正防止規程」「北星学園大学 公的研究費の運営・管理に関する規程」等の諸規程、「北星学園大学 公的研究費不正防止計画」、「研究費ハンドブック」等の見直しを行う。 IR内部質保証課は、監査計画、監査の実施方法、監査結果について監事に報告し、不正防止に関わる事項について、監事と専門的な知見を交えながら定期的に意見交換を行う。なお、監査計画は、把握した不正発生の要因に応じて随時見直しを行い、効率化・適正化を図り内部監査の質の向上を図る。	
	6-2	内部監査部門は、最高管理責任者の直轄的な組織としての位置付けを明確化するとともに、実効性ある権限を付与し強化する。			
	6-3	内部監査部門は、毎年度定期的に、ルールに照らして会計書類の形式的要件等が具備されているかなど、財務情報に対するチェックを一定数実施する。また、競争的研究費等の管理体制の不備の検証も行う。			
	6-4	内部監査部門は上記6-3に加え、第3節1の防止計画推進部署との連携を強化し、第3節2「実施上の留意事項」①に示すリスクを踏まえ、機関の実態に即して要因を分析した上で、不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めたリスクアプローチ監査を実施する。			
	6-5	内部監査の実施にあたっては、過去の内部監査や、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングを通じて把握された不正発生要因に応じて、監査計画を随時見直し、効率化・適正化を図るとともに、専門的な知識を有する者（公認会計士や他の機関で監査業務の経験のある者等）を活用して内部監査の質の向上を図る。			
	6-6	内部監査部門は、効率的・効果的かつ多角的な内部監査を実施するために、監事及び会計監査人との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、機関における不正防止に関する内部統制の整備・運用状況や、モニタリング、内部監査の手法、競争的研究費等の運営・管理の在り方等について定期的に意見交換を行う。			
	6-7	機関は、第7節1「文部科学省が実施すべき事項」③に掲げる調査について協力することとする。			必要に応じて協力を行う。
	6-8	内部監査結果等については、コンプライアンス教育及び啓発活動にも活用するなどして周知を図り、機関全体として同様のリスクが発生しないよう徹底する。			内部監査の結果を大学としてコンプライアンス教育や啓発活動で活用し、機関として周知することで、同じような事例を発生させないよう徹底を図る。